

使用料・手数料の取扱いについて

合併協定項目 C - 10 使用料・手数料の取扱いについて次のとおり提案する。

平成 16 年 11 月 9 日

風連町・名寄市合併協議会
会 長 島 多 慶 志

その他必要な協議項目	C - 10	使用料・手数料の取扱いについて
<p>各種事務事業の取扱いで定めのない使用料・手数料については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 使用料については、原則として現行のとおりとする。 ただし、同一あるいは同種の使用料については、新市において経過措置も考慮し統一に努める。2 手数料については、負担公平の原則により、新市において統一を図る。		

平成 16 年 11 月 9 日 確認

風連町・名寄市合併協議会